

# 塩釜地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

## 1. 改正の背景及び概要

従来の蓄電池設備の規制は、主に開放型鉛蓄電池を想定して策定されていましたが、リチウムイオン蓄電池などの新たな種別の蓄電池への対応や、現在普及している蓄電池設備の更なる大容量化が見込まれることから、対象火気省令\*<sup>1</sup>が一部改正されました。

このことに伴い、蓄電池設備の基準の見直し及び固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定めるなど、所要の改正を行おうとするものです。

\*<sup>1</sup> 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）



鉛蓄電池



ニッケル水素蓄電池



リチウムイオン蓄電池

## 2. 条例改正の内容

対象火気省令の一部改正に伴い、本組合火災予防条例の一部を以下のとおり改正します。

### (1) 蓄電池設備に係る基準の見直しについて

- ① 規制の対象となる蓄電池設備について、安全性を分類する際に一般的に用いる蓄電池容量（キロワット時）で区分することとする。
- ② 蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって、JIS等の規格に適合する出火防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの\*<sup>2</sup>を規制の対象から除くこととする。

現行		
電力量	消防法令適合への要否	届出
4,800アンペアアワー・セル未満	対象外	不要
4,800アンペアアワー・セル以上	消防法令への適合	必要



改正（案）		
蓄電池容量	消防法令適合への要否	届出
10キロワット時以下	対象外	不要
10キロワット時を超え、20キロワット時以下	消防法令への適合 一定の安全要求事項が求められた標準規格への適合* <sup>2</sup>	不要
20キロワット時を超えるもの	消防法令への適合	必要

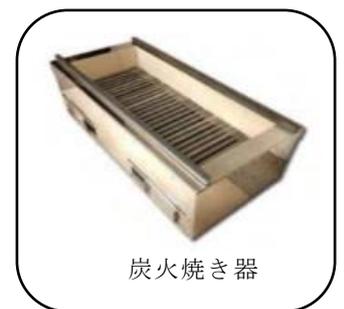
- ③ 開放型鉛蓄電池を用いたもの以外については、耐酸性の床等の上に設けなくてもよいこととする。
- ④ 屋外に設ける蓄電池設備について、キュービクル式のものでなくても、雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものとすればよいこととする。
- ⑤ 屋外に設ける蓄電池設備については、原則として建築物から 3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば不要とされており、当該要件に、新たに延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの\*<sup>2</sup>を加えることとする。

\*<sup>2</sup> 対象火気省令第3条第17号及び第16条第4号ハの規定に基づき、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）

(2) 固体燃料を使用した火気設備の離隔距離の見直し

- ① 対象火気設備等の離隔距離を定めている本組合火災予防条例別表第3に、新たに固体燃料を用いた厨房設備\*<sup>3</sup>の離隔距離を定めることとする。

種類					離隔距離 (cm)				
					入力	上方	側方	前方	後方
厨房設備	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30



\*<sup>3</sup> 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（本組合火災予防条例第3条の4）

3. 施行日

令和6年1月1日

4. その他

「蓄電池設備」や「厨房設備」の設置、届出等についてご相談がある場合は、管轄する各消防署の予防調査係へご連絡願います。

塩釜消防署	予防調査係	0 2 2 - 3 6 1 - 1 6 3 4
多賀城消防署	予防調査係	0 2 2 - 3 5 5 - 9 7 0 4
松島消防署	予防調査係	0 2 2 - 3 5 4 - 4 2 2 6
七ヶ浜消防署	予防調査係	0 2 2 - 3 5 7 - 4 3 4 9
利府消防署	予防調査係	0 2 2 - 3 5 6 - 2 2 5 1